

第 11 期 香南市分別収集計画 (令和 8～12 年度)

令和 7 年 8 月

香南市分別収集計画

令和7年8月29日

1. 計画策定の意義

当市は、高知龍馬空港へは車で10分の距離にあり、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開通に伴い、のいち駅周辺には大型店舗などが進出し、宅地化も急速に進んでいる。更に高知市と安芸市を結ぶ高知東部自動車道の整備が進められており、さらなる発展が期待される場所である。

また、人口変動は平成22年に県内唯一の人口増を示していたが平成27年に減少を示し、併せて少子高齢化並びに山間部の過疎化が進行している。

こうした状況の中、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ一部の廃棄物については他市に最終処分を依存している状態であり、焼却処分する廃棄物の減量も重要な課題である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集すると伴に、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づき、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用を図り、循環型社会の実現を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的な方向を以下に示す。

- 使い捨てをやめ、物を大切に使うなど、「ごみをつくらないこと」を市民・事業者・行政の共通認識とする。
- ごみの分別を徹底し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくりを推進する。
- 全ての関係者が一体となって取り組むことにより環境への付加を低減する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年 度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	505.0 t	501.6 t	498.0 t	494.5 t	490.9 t
製品プラスチック	3.9 t	3.9 t	3.9 t	3.8 t	3.8 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出量を抑制するため、市民・事業者・再生事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、出来るだけごみを出さない体制を確立するために相互に連携をすすめる。

■方策に関する具体的取組み

- ・ P T A・自治会・婦人会などの団体が資源ごみの集団回収による再商品化を図ることにより、限られた資源の有効利用を図りごみの減量化を推進する。
- ・ 徹底した分別収集体制を確立するため、啓発のためのパンフレットの作成や広報活動をすすめるとともに、自治組織を地域のリーダーとして位置づけ、中核として活動できる体制づくりに努める。
- ・ 廃棄物の排出源である特定事業者の回収体制の整備に協力し、白色トレイなどの積極的な回収に取り組む。
- ・ 市民と行政が一体となって、発生の抑制と分別収集による再商品化をすすめることで、ごみの減量化を推進できる体制を確立する。
- ・ ごみ出しマナーの向上を図るため、意識改革の向上とそのために必要な手段について検討を行う。
- ・ 学校や地域社会の場における環境学習やごみ処理施設の見学会等をとおして、市民にごみ処理の現状について認識を深めてもらうとともに、情報を提供する。
- ・ スーパーマーケットや小売店に対して過剰包装の抑制を促し、包装の簡素化を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
①主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
②主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
③主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
④主として段ボール製の容器	段ボール
⑤主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
⑥主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
⑦主としてプラスチック製の容器包装であって 上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
⑧プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	47.5 t		47.2 t		46.8 t		46.5 t		46.1 t	
主としてアルミ製の値容器	11.0 t		10.9 t		10.8 t		10.8 t		10.7 t	
無色のガラス製容器	(合計) 59.2 t		(合計) 58.8 t		(合計) 58.4 t		(合計) 58.0 t		(合計) 57.5 t	
	(引渡 量) 59.2 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 58.8 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 58.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 58.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 57.5 t	(独自処理量) 0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 35.2 t		(合計) 35.0 t		(合計) 34.7 t		(合計) 34.5 t		(合計) 34.2 t	
	(引渡 量) 35.2 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 35.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 34.7 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 34.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 34.2 t	(独自処理量) 0.0 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 20.0 t		(合計) 19.9 t		(合計) 19.7 t		(合計) 19.6 t		(合計) 19.5 t	
	(引渡 量) 20.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 19.9 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 19.7 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 19.6 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 19.5 t	(独自処理量) 0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	0.1 t									
主として段ボール製の容器	78.2 t		77.7 t		77.1 t		76.6 t		76.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0 t									
	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 58.8 t		(合計) 58.4 t		(合計) 57.9 t		(合計) 57.5 t		(合計) 57.1 t	
	(引渡 量) 58.8 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 58.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 57.9 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 57.5 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 57.1 t	(独自処理量) 0.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 195.1 t		(合計) 193.8 t		(合計) 192.4 t		(合計) 191.0 t		(合計) 189.6 t	
	(引渡 量) 195.1 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 193.8 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 192.4 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 191.0 t	(独自処理量) 0.0 t	(引渡 量) 189.6 t	(独自処理量) 0.0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0.0 t									
	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 0.0 t								
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 3.9 t		(合計) 3.9 t		(合計) 3.9 t		(合計) 3.8 t		(合計) 3.8 t	
	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 3.9 t	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 3.9 t	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 3.9 t	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 3.8 t	(引渡 量) 0.0 t	(独自処理量) 3.8 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

(例) 『特定分別基準適合物等の量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み』

$$= 『直近年度の分別基準適合物等の収集実績』 \times 『人口変動率』$$

また、人口変動率は、市が作成した「市内転居を考慮した5町毎の傾向による推計」の人口の推計値より、次のとおり設定した。

R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
31,971人 (対前年度比) 99.33%	31,755人 (対前年度比) 99.32%	31,529人 (対前年度比) 99.29%	30,306人 (対前年度比) 99.29%	31,078人 (対前年度比) 99.27%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会等の住民団体が行っている古紙等の集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集形態	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶類	・ステーション回収 ・集団回収	・委託業者
無色ガラス製容器 茶色ガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん類	・ステーション回収	・委託業者
飲料用紙製容器 段ボール その他の紙製容器包装	紙パック 段ボール 紙製容器包装	・ステーション回収 ・集団回収 ・店頭回収	・委託業者 ・民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・ステーション回収 ・店頭回収	・委託業者 ・民間業者
その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	・ステーション回収 ・店頭回収	・委託業者 ・民間業者
	白色トレイ	・ステーション回収 ・店頭回収	・委託業者 ・民間業者

1 1. 分別収集に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装については香南ストックヤード及び委託業者において選別、圧縮、保管するものとする。紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装については委託業者で中間処理するものとする。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	・指定袋	・委託業者の車	
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	・指定袋	・委託業者の車	・委託業者
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	・ひもで縛る ・紙袋 ・指定袋 ・店頭のBOX等	・委託業者の車 ・民間業者の車	・委託業者 ・民間業者
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	・指定袋 ・店頭のBOX等	・委託業者の車 ・民間業者の車	・委託業者 ・民間業者
その他の プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装	・指定袋 ・店頭のBOX等	・委託業者の車 ・民間業者の車	・委託業者 ・民間業者
	白色トレイ			

1 2. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- 香南市資源ごみ集団回収実施団体（PTA、婦人会、自治会など）の活動を広報等をとおして市民にお知らせし、積極的利用を呼びかける。
- 分別収集の方法及び内容について市民に理解、協力を得るため、市の広報、自治会活動等を通じ普及、啓発を図る。